

松江市告示第 421 号

松江市小規模企業持続化補助金交付要綱（平成 29 年松江市告示第 328 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 7 月 5 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 一般型補助金 全国商工会連合会及び日本商工会議所がそれぞれ定める令和元年度補正予算小規模事業者持続化補助金<一般型>交付規程(令和2年3月10日制定)<u>又は全国商工会連合会が定める令和元年度補正予算・令和3年度補正予算小規模事業者持続化補助金<一般型>交付規程(令和4年3月22日制定)</u>に基づく小規模事業者持続化補助金<一般型>をいう。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 交付規程 全国商工会連合会及び日本商工会議所がそれぞれ定める令和元年度補正予算小規模事業者持続化補助金<一般型>交付規程、<u>全国商工会連合会が定める令和元年度補正予算・令和3</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 一般型補助金 全国商工会連合会及び日本商工会議所がそれぞれ定める令和元年度補正予算小規模事業者持続化補助金<一般型>交付規程(令和2年3月10日制定)_____に_____に基づく小規模事業者持続化補助金<一般型>をいう。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 交付規程 全国商工会連合会及び日本商工会議所がそれぞれ定める令和元年度補正予算小規模事業者持続化補助金<一般型>交付規程_____</p>

年度補正予算小規模事業者持続化補助金<一般型>交付規程及び全国商工会連合会が定める令和2年度補正予算小規模事業者持続化補助金<低感染リスク型ビジネス枠>交付規程を総称したものをいう。

(補助の対象等)

第3条 略

略	
交付の対象である事業の内容	交付規程に基づき、一般型補助金 <u>(第7回受付分以降のものに限る。)</u> 又は低感染リスク型ビジネス枠補助金 <u>(第5回又は第6回受付分に限る。以下同じ。)</u> の交付を申請し、これらの申請において対象とした事業(以下「補助事業」という。)とする。
補助対象経費	次に掲げる交付規程に基づく補助対象経費とする。ただし、消費税及び地方消費税の額を除く。 (1)・(2) 略 <u>(3) ウェブサイト関連費(一般型補助金(第8回受付分以降のものに限る。))を申請した場合のみ)</u> (4) 略 <u>(5) 旅費(一般型補助金(第7回受付分以降のものに限る。))を申請した場合のみ)</u> (6)～(9) 略 <u>(10) 専門家謝金(一般型補助</u>

_____及び全国商工会連合会が定める令和2年度補正予算小規模事業者持続化補助金<低感染リスク型ビジネス枠>交付規程を総称したものをいう。

(補助の対象等)

第3条 略

略	
交付の対象である事業の内容	交付規程に基づき、一般型補助金_____又は低感染リスク型ビジネス枠補助金_____の交付を申請し、これらの申請において対象とした事業(以下「補助事業」という。)とする。
補助対象経費	次に掲げる交付規程に基づく補助対象経費とする。ただし、消費税及び地方消費税の額を除く。 (1)・(2) 略 <u>(3) 略</u> <u>(4) 旅費(低感染リスク型ビジネス枠補助金の_____申請を行った場合は対象外)</u> (5)～(8) 略 <u>(9) 専門家謝金_____</u>

	<p><u>金(第7回受付分に限る。)</u>又は <u>低感染リスク型ビジネス枠補助金を申請した場合のみ)</u></p> <p>(11) 専門家旅費(一般型補助金(第7回受付分に限る。))を申請した<u>場合のみ</u>)</p> <p>(12)～(14) 略</p>		<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(10) 専門家旅費(低感染リスク型ビジネス枠補助金の申請を行った場合は対象外)</p> <p>(11)～(13) 略</p>
交付の率又は金額	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、_____20万円を上限とする。	交付の率又は金額	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、 1事業当たり 20万円を上限とする。
終期	<u>令和5年3月31日</u>	終期	<u>令和4年3月31日</u>
補助事業者の範囲	法人にあっては本社、個人事業主にあっては事業所をそれぞれ市内に有する小規模事業者であって、交付規程に基づき一般型補助金 <u>(第7回受付分以降のものに限る。)</u> 又は低感染リスク型ビジネス枠補助金の交付を申請し、不採択となったものとする。ただし、製造業及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業のうち、第4号又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営むものを除く。	補助事業者の範囲	法人にあっては本社、個人事業主にあっては事業所をそれぞれ市内に有する小規模事業者であって、交付規程に基づき一般型補助金 又は低感染リスク型ビジネス枠補助金の交付を申請し、不採択となったものとする。ただし、製造業及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業のうち、第4号又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営むものを除く。
	(交付の申請) 第4条 略 (1)～(6) 略		(交付の申請) 第4条 略 (1)～(6) 略

<p>(7) 不採択通知書の写し(一般型補助金 <u>(第7回受付分以降のものに限る。)</u>を申請した場合)</p> <p>(8)・(9) 略 (実績報告)</p> <p>第5条 規則第12条に規定する<u>補助事業等</u>実績報告書に添付する市長が<u>必要と認める</u>書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>様式第2号(第6条関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先)松江市長</p> <p style="text-align: center;">住 所 氏名又は団体名 及び代表者氏名</p> <p>年度松江市小規模企業持続化補助金事業実施効果報告書 略</p>	<p>(7) 不採択通知書の写し(一般型補助金 _____を申請した場合)</p> <p>(8)・(9) 略 (実績報告)</p> <p>第5条 規則第12条に規定する_____実績報告書に添付する市長が<u>定める</u>書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>様式第2号(第6条関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先)松江市長</p> <p style="text-align: center;">住 所 氏名又は団体名 及び代表者氏名</p> <p>年度松江市小規模企業持続化補助金事業実施効果報告書 略</p>
--	---

附 則

この告示は、令和4年7月13日から施行する。